(5)　貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。）にあっては、次に掲げる書類

イ　事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類

ロ　自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

ハ　特定自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行貨物運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

三～六　（略）

（事業計画の変更の届出）

**第四十一条**　法第四十六条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第三十九条第一項第五号ロ(4)(i)又は(ii)に掲げる事項に係る変更とする。

2・3　（略）

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

**第五条**　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第三章　（略） | 第一章～第三章　（略） |
| 第四章　貨物軽自動車運送事業（第三十三条―第三十四条） | 第四章　貨物軽自動車運送事業（第三十三条・第三十四条） |
| 第五章～第七章　（略） | 第五章～第七章　（略） |
| 附則 | 附則 |
| （事業計画） | （事業計画） |
| **第二条**　法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 | **第二条**　法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（新設） |
| 四　自動運行貨物運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる貨物の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送に係る前号に掲げる事項 | 四　（略） |
| 五　（略） | |